

## 「経済産業省 月次支援金」事前確認依頼書

## ○事前確認依頼者情報

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人(法人番号を記入して下さい: _____ ) <input type="checkbox"/> 個人事業者(事業所得) _____ <input type="checkbox"/> 個人事業者(主たる収入が雑収入・給与所得)			
会員番号	事業所名	申請者名 (代表者名)		
電話番号	FAX 番号	代表者携帯番号		
代表者メールアドレス	代表者生年月日(西暦) ※個人事業者のみ		年 月 日	
仮登録で取得した申請 ID	申請 ID 取得の際に 登録した電話番号			

## ○事前確認の確認項目

以下1～14を法人代表者又は個人事業主ご本人が確認頂いた上で、全ての口に漏れなく☑を入れて下さい。

1. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ)、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識しています。
2. 前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少したとしても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識しています。
3. 月次支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であることを認識しています。
4. 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず、給付を申請する場合は給付要件を満たさないことを認識しています。
5. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は、給付要件を満たさないことを認識しています。
6. 法人成り又は事業承継の直後など、緊急事態宣言とは関係なく、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が 50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないことを認識しています。
7. 事業を実施していないサラリーマンやアルバイト、学生等は、月次支援金の給付対象ではないことを認識しています。
8. 月次支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しています。
9. 「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっている事業者」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しています。
10. 今後、事業を継続する意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合(廃業又は破産等を予定している場合等)は、給付要件を満たさないことを認識しています。
11. 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署しました。
12. 月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識しています。
13. この依頼は月次支援金の「事前確認」の申し込みであり、月次支援金の「本申請」ではないことを認識しています。
14. 上記 1. ～ 13. について代表者が確認しました。月次支援金申請のための確認事務を依頼します。

記入日	代表者署名(自署)
-----	-----------

神戸商工会議所 使用欄	部署	担当者	確認実行日
	部署通番	備考	

こちらのページはFAX送信して頂く必要はありません。

### 【神戸商工会議所における事前確認手続きの流れ】

月次支援金事務局ホームページにて申請用IDを取得された後、以下1.～5.の通り手続きを進めて頂きます（一時支援金を受給された方は、月次支援金の事前確認は不要です）。

1. 月次支援金の事前確認依頼書を当商工会議所のHPからダウンロードして下さい。



2. ダウンロードした事前確認依頼書を印刷し、申請用ID、仮登録時に入力した電話番号、会員番号など必要事項をご記入下さい。また、代表者ご自身が確認項目（1.～14.）を確認頂いた上で、全ての口にチェック（レ）を入れ、署名をお願いします。



3. 内容確認し、記入・チェック後、事前確認依頼書を依頼書上部に記載の宛先にFAXして下さい。



4. 当商工会議所が依頼書を受信後、代表者ご本人へお電話し、送付頂きました依頼書を基に確認項目について口頭で確認させていただきます（事前確認においては、代表者ご本人への電話での口頭確認が国から義務付けられています。ご協力をお願いします）。

※FAX送信後、3営業日以内に当商工会議所から折り返し連絡がない場合は、FAX送信された依頼書上部に記載の電話番号にお問い合わせ下さい。



5. 上記の口頭確認が終了後、当商工会議所が月次支援金システムにて事前確認通知番号を発番します（同通知番号は申請者マイページに反映されます）。以上により事前確認は終了です。申請者様は、月次支援金事務局ホームページにアクセスして、本申請を行って下さい。

※当商工会議所による事前確認は、登録確認機関として月次支援金申請者に対して月次支援金の給付対象等を正しく理解しているか等の確認を行うものです。申請手続きのサポートを行ったり、給付の審査結果をお約束したりするものではありませんのでご了解ください（給付可否の判断は月次支援金事務局が行います）。

※誤りなく正しく申請するため、申請前に、経済産業省のホームページに掲載されている『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』という資料を必ず全て読んでください。（月次支援金事務局ホームページの上部にリンクがあります）

### 【個人情報の取り扱いについて】

本事前確認依頼書に記載されました個人情報につきましては当商工会議所の個人情報保護方針に則り、月次支援金の事前確認手続き、その他当商工会議所が実施する各種事業の情報提供の目的に使用いたします。

【事前確認についてのお問合せ先】制度内容については月次支援金事務局へお問い合わせ下さい。

神戸商工会議所

中小企業振興部

TEL：078-303-5810

東神戸支部（灘区・東灘区担当）

TEL：078-843-2121

中央支部（中央区・兵庫区・北区担当）

TEL：078-367-3838

西神戸支部（長田区・須磨区・垂水区・西区担当）

TEL：078-641-3185

### 【月次支援金の制度・内容・申請方法等についてのお問合せ先】

月次支援金事務局 相談窓口

0120-211-240/〔IP電話専用回線〕03-6629-0479

受付時間 8：30～19：00（土日、祝日含む全日対応）